

令和4年12月7日

農業委員会総会会議録

注： この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

柳井市農業委員会

第 3 0 回農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和4年12月7日(水) 午前9時

2 開催場所 柳井市役所3階大会議室

3 出席委員	1 番	岡本 幸子 君	2 番	鈴木 喜義 君
	3 番	中元 茂雄 君	4 番	下土井 進 君
	5 番	榎本 正男 君	6 番	岩政 幸人 君
	7 番	寺西 久美子 君	8 番	原田 淳一 君
	9 番	吉弘 功 君	10 番	大崎 正男 君
	11 番	勝本 澄人 君	13 番	宮本 三雄 君

4 欠席委員 12 番 齋藤 貴之 君

5 説明のため出席した者

事務局 長	下前 真一 君
事務局次長	松村 和裕 君

6 記事ならびに議事録調整者

職 員	伊藤 義人 君
-----	---------

会議に付議した事項

議案第 1 4 1 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 1 4 2 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 1 4 3 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

第30回農業委員会総会次第

議長 宮本君 それでは、ただ今より、第30回農業委員会総会を開会いたします。
出席委員は、今日は齋藤委員が欠席で13名中12名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

議長 宮本君 会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は、会議規則第16条の規定により、議長において岡本委員、鈴木委員を指名いたします。
よろしく願いいたします。
次に、会期についてお諮りいたします。
本会議の会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。
よって会期は、本日一日限りと決定いたします。

議長 宮本君 それでは、ただいまより議事に入ります。
議案第141号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君 議案第141号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請人 外2名（田 2, 340㎡ 畑 1, 173㎡）から別紙調書のとおり農地所有権等取得のため、農地法第3条第1項の規定による申請があったので、許可の可否について意見を求めます。
令和4年12月7日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君
（3条-1） 調書に基づきまして、ご説明申し上げます。
整理番号1番でございます。
申請地は、●●●番● 地目 畑 面積514㎡です。
利用状況は、普通畑です。権利の種類は、所有権の移転です。
渡人は、高齢で耕作管理が困難なため譲り渡すものです。
受人は、申請地が自宅に隣接しており耕作管理が便利のため譲り受けるものです。
申請地は、位置図に示していますが、●●から南西へ約1.7kmの距離にある、●●から西へ25mの距離に位置する農地です。
本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項

各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長 松村君
(3条-2)

続きまして、整理番号2番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 畑 面積659㎡です。

利用状況は、普通畑です。権利の種類は、所有権の移転です。

渡人は、遠方に居住し耕作管理が困難なため譲り渡すものです。

受人は、渡人の要望に応じ譲り受けるものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から南西へ890mの距離にある、●●から南へ110mの距離に位置する農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長 松村君
(3条-3)

続きまして、整理番号3番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積3,345㎡の一時利用指定地 ●●●番● 地目 田 面積2,340㎡ です。

利用状況は、一毛作です。権利の種類は、所有権の移転です。

渡人は、遠方に居住し耕作管理が困難なため譲り渡すものです。

受人は、ほ場整備により申請地が自己所有地と杭畦畔で隣接地となり、耕作管理が便利なため譲り受けるものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から西へ890mの距離にある、●●から西へ120mの距離に位置する農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

整理番号1番につきましては、●●委員。

●番 ●●君

11月22日に現地調査に行きまして確認しましたが、受けられるかたの家のすぐ隣についた畑でして、特に問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 宮本君

整理番号1番につきまして、他に質問はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

異議なしと認めます。

議長 宮本君 続きまして、整理番号2番については、●●委員、お願いします。

●番 ●●君 この2番の案件ですが、●●●特に問題はないと思っております。
よろしくをお願いします。

議長 宮本君 整理番号2番につきまして、何か質問はございますでしょうか。
(質疑なしの声あり)
異議なしと認めます。

議長 宮本君 次に、整理番号3番については、●●委員がいないので、●●委員、
お願いします。

●番 ●●君 整理番号3番について説明いたします。事務局の方から説明があつたように、この土地は自己所有地と隣接して田んぼがありますので、それを自分のものして一枚にして耕作するという話しだったので特に問題はありません。

議長 宮本君 整理番号3番について、何か質問はございますでしょうか。
(質疑なしの声あり)
異議なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了し、整理番号1番から3番 議案第141号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。
(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第141号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君 続きまして、議案第142号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君 議案第142号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、申請人 外1名(田 1, 056㎡)から別紙調書のとおり農地以外の目的に供するため、農地法第4条第1項の規定による申請があつたので、許可の可否について意見を求めます。
令和4年12月7日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君 調書に基づきまして、ご説明申し上げます。

(4条-1)

整理番号1番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 996㎡です。

利用状況は、休耕です。

申請人は、申請地を貸店舗用敷地造成するものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から南東へ300mの距離にある、●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号1番の農地区分は、都市計画法による用途地域内の農地であり、第3種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 松村君
(4条-2)

続きまして、整理番号2番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 60㎡です。

利用状況は、荒廃です。

申請人は、申請地に進入路を建設するものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から北西へ590mの距離にある、●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号2番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いします。

整理番号1番につきましては、●●委員、お願いします。

●番 ●●君

今、委員会のほうから説明がございましたとおりでありまして、1月25日に関係委員4名と農業委員会の方々と現地調査を実施させていただきまして、お手元の調査票のとおり関係項目についてすべて問題ございませんので、皆様方のご決定をよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 宮本君

整理番号1番について、他に何か質問はございますでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

議長 宮本君

次に整理番号2番については、●●委員、お願いします。

●番 ●●君

現地調査いたしましたが、先ほど事務局から説明があつた通りで何

ら問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 宮本君 整理番号2番について、他に何か質問はございますでしょうか。
(質疑なしの声あり)
質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了し、整理番号1番と2番 議案第142号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。
(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第142号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君 続きまして、議案第143号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君 議案第143号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、申請人 外4名(田 7, 212.35㎡ 畑 247㎡)から別紙調書のとおり農地転用を目的とする所有権等取得のため、農地法第5条第1項の規定による申請があったので、許可の可否について意見を求めます。
令和4年12月7日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君
(5条-1) 調書に基づきまして、ご説明申し上げます。
整理番号1番でございます。
申請地は、●●●番● 地目 田 面積 1,058㎡ 外3筆 合計 田 3,401㎡です。
受人は、●●で不動産業を営む法人で、申請地を譲り受け宅地分譲をするものです。
渡人は、受人の要望に応じて譲り渡すものです。
申請地は、位置図に示していますが、●●から北東へ約1.4kmの距離にある、●●に沿った農地です。
本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号1番の農地区分は、都市計画法による用途地域内の農地であり、第3種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 松村君
(5条-2) 続きまして、整理番号2番でございます。
申請地は、●●●番● 地目 畑 面積 247㎡です。

受人は、●●に在住する個人で、申請地を譲り受け自己用住宅を建設するものです。

渡人は、受人の要望に応じて譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から西へ650mの距離にある、●●から南へ40mの距離に位置する農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号2番の農地区分は、都市計画法による用途地域内の農地であり、第3種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 松村君
(5条-3)

続きまして、整理番号3番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積 1,706㎡の内 616.35㎡です。

権利の種類は、使用貸借の設定です。

借人は、●●に在住する個人で、実家に隣接する申請地を借り受け自己用住宅を建設するものです。

貸人は、妹である借人の要望に応じて貸し付けるものです。

本案件は、農振法上、農用地を対象とするものですが、現在、除外手続き中であり、この度、県知事からの異議なしの回答があったため自己用住宅への転用許可申請がされたものです。なお、農振除外については、令和4年10月17日開催の第28回農業委員会総会の議案第136号でご審議いただいているところです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から南へ約560mの距離にある、●●から南へ45mの距離に位置する農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号3番の農地区分は、農用地除外後は、概ね10ha以上の規模の一団の農地内であり、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則第33条第1項4号の集落接続に該当し、許可の対象となるものです。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

なお、転用許可については、農用地区域除外後施行とします。

次長 松村君
(5条-4)

続きまして、整理番号4番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積 2,186㎡です。

受人は、●●で太陽光発電事業を営む法人役員で、売電収入を見込みパネル設置面積1,148.79㎡、発電出力150.0kwを建設するものです。

渡人は、受人の要望に応じて譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から北へ約2.1kmの距離にある、●●から南へ20mの距離に位置する農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号4番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 松村君
(5条-5)

続きまして、整理番号5番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積 1,009㎡です。

受人は、●●で太陽光発電事業を営む法人で、売電収入を見込みパネル設置面積517.43㎡、発電出力49.5kwを建設するものです。

渡人は、受人の要望に応じて譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から西へ約2.2kmの距離にある、●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号5番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

整理番号1番につきましては、●●委員、お願いいたします。

●番 ●●君

整理番号1番と2番一緒に説明いたします。11月25日に関係委員さんと農業委員会の皆さんと現地の確認をさせていただきました。いろいろ農業委員会のほうから説明がございましたとおりでございまして、対象基準につきまして現地調査し、いろいろ確認をさせていただきました。別に特別問題はございませんので、皆様方のご審議のほどよろしくお願いを申し上げたいと思います。

議長 宮本君

整理番号1番と2番につきまして、他に何か質問はございますでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

議長 宮本君

次に、整理番号3番、4番については、●●委員、お願いします。

●番 ●●君

ただいま、事務局のほうから説明がありましたように、3番につきましては自己用住宅建設ということで田んぼの一部をということでございます。4番につきましては、周りがすでに太陽光が申請されてお

り、残りをついでに太陽光をやりたいということです、特に問題は無いと考えられます。

議長 宮本君 整理番号 3 番 4 番につきまして、他に何か質問はございますでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

議長 宮本君 次に、整理番号 5 番につきましては、●●委員、お願いします。

●番 ●●君 先月 25 日に事務局の皆さんと地元委員で調査をいたしました。●●の●●のすぐ下で、耕作地というよりもかなり離れていますので、何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 宮本君 整理番号 5 番につきまして、他に質問はございますでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

議長 宮本君 質疑を終了し、整理番号 1 番から 5 番 議案第 143 号について、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第 143 号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君 それでは、以上をもちまして総会は閉会とします。

(閉会 午前 9 時 24 分)